

議案第64号

三朝町国民健康保険条例の一部改正について

次のとおり三朝町国民健康保険条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成18年6月9日

三朝町長 吉田 秀光

平成18年6月16日原案可決

三朝町議会議長 牧田武文

三朝町条例第 号

三朝町国民健康保険条例の一部を改正する条例

三朝町国民健康保険条例（昭和45年三朝町条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>第5条 略</p> <p>2 被保険者は、往診<u>又は歯科訪問診療</u>の給付を受ける場合において、当該往診<u>又は歯科訪問診療</u>が「<u>診療報酬の算定方法</u>」(平成18年厚生労働省告示第92号)別表第1第2章第2部第1節の往診料の項注4又は別表第2第2章第2部の<u>歯科訪問診療料の項注7</u>の規定に該当するものであるときは、当該往診<u>又は歯科訪問診療</u>の給付に要する費用のうち当該往診<u>又は歯科訪問診療</u>がこれらの規定に該当しないものとして算定した額を超える部分については、第1項の規定にかかわらず、一部負担金を支払うことを要しない。</p>	<p>第5条 略</p> <p>2 被保険者は、往診の給付を受ける場合において、当該往診が、「<u>健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法</u>」(平成6年3月厚生省告示第54号)別表第1第2章第2部第1節の往診料の項注4又は別表第2第2章第2部の<u>往診料の項注3</u>の規定に該当するものであるときは、当該往診の給付に要する費用のうち当該往診がこれらの規定に該当しないものとして算定した額を超える部分については、第1項の規定にかかわらず、一部負担金を支払うことを要しない。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成18年4月1日以後の診療に係る給付から適用する。